

# 第1回総務・広報委員会の会議概要

## (職域総合部会常設委員会)

日 時 平成17年11月9日(水) 13:30~16:30

場 所 日本獣医師会・会議室

### 出席者

【委員】	井上 亮一	横浜市獣医師会常務理事(井上動物病院院長)
	太田 友三郎	静岡県獣医師会常務理事
	大森 伸男	日本獣医師会専務理事
	栗本 卓夫	広島県獣医師会常務理事
	小松 文嗣	山形県獣医師会常務理事
	田村 誠朗	日本獣医師会理事・北海道獣医師会副会長(田村犬猫病院院長)
	中村 滋	埼玉県獣医師会理事(中村動物病院院長)

### 議 事

- 1 職域別部会の運営等
- 2 委員会の検討テーマ等
- 3 副委員長の選任
- 4 広報対策の推進及び地方獣医師会との連携
- 5 動物医療相談対応のあり方
- 6 助成・委託事業(地方獣医師会における講習会等の実施)の対応
- 7 公益法人制度改革の対応
- 8 その他

### 会議概要

会議の冒頭、大森専務理事から、「部会制が発足し、職域総合部会については専務理事が担当することとなり、あわせて本委員会の委員長を努めることとなったのでよろしく願いたい。これからの議論をふまえて、本会、並びに全国地方会の発展、事務運営の円滑化に向けた努力を推進していきたい。」との挨拶があった。

#### 1 職域別部会の運営等：

大森委員長から委員紹介が行われた後、資料に基づき、職域別部会制の役割、本委員会の組織上の位置づけ(職域総合部会の常設委員会としての位置づけ)、運営規程等の説明が行われた。その中で、以下の点が特に示された。

- (1) 従来の専門委員会等の役割は会長から諮問を受けて検討・協議し回答するというものだった。これに対し、職域別部会は職域別の事業運営機関として本会の事務事業を推進する立場で積極的に活動し、理事会に提言をしていくことが求められている。
- (2) 部会委員会の委員には、各地区からの推薦を受けた者あるいは学識経験者に就任していただいたが、それぞれの立場からご発言いただき、今後も本会の運営にご協力いただきたい。

## 2 委員会の検討テーマ等：

大森委員長から資料に基づき以下のとおり、本委員会の検討テーマが示された。

- ・日本獣医師会事務事業運営の現状と課題に対する対応
  - 広報対策の推進（会員及び構成獣医師との連携対策を含む）
  - 動物医療相談体制のあり方
  - 助成・委託事業推進の方向（地方獣医師会講習会を含む）

## 3 委員長・副委員長の選任（協議）：

田村誠朗委員が副委員長に選任された。

## 4 広報対策の推進及び地方獣医師会との連携：

- (1) 大森委員長から、広報対策について以下の説明がされた後、それぞれのテーマについて、資料が示され、意見交換が行われた。
  - ア 広報対策には、対外的なもの（公益法人として、その活動を一般に広報することを目的とするもの）、対内的なもの（会員に向け、組織の結束強化を目的とするもの）、の2種類がある。
  - イ 本会における対内的広報活動としては、「会報」「ホームページ」および「メールマガジン」の3つの柱がある。
- (2) 「日本獣医師会会報の発行」について、大森委員長から、「会報について、一部に、活字が小さく読みづらい、また、会報を読まないから会費を値引いてくれ、等の意見がある一方で、有益とする応援の声も多い。意見を聞く耳は持ちつつ、商業雑誌ではなく、獣医師の公益活動を示す指標としての会報のあり方を、経費削減と紙面充実の両面から追求していきたい。」との説明があり、以下の意見交換が行われた。
  - ア 「会報をインターネット配信にしてみようか」との意見もあるようだが、パソコン操作に不案内な会員が多い現状から、紙媒体による発行は止めるべきではない。
  - イ 「高齢等の理由から、会報の購読が困難な会員への発送の必要性や、一家庭に複数の会員がいる場合の発送冊数の合理化等を検討してみようか。」という意見に対し、以下の意見交換が行われた。

- (ア) 会員である証として会報の発送がある限り、購読者からの申し出といっても安易な発送停止は好ましくない。
- (イ) コスト削減努力として、会報の発送先の検討（希望により、一家庭一冊とするなど）は必要かもしれないが、会費の割引等を行わないことが前提となる。
- (ウ) 会報に、会費の減額等はないと明記した上で、不要な場合は申し出てほしい旨を掲載してはどうか。
- (エ) 「いる」「いない」という単純な人気投票のようにならないことが必要。あくまで資源の有効活用の観点からの特例措置であるという位置付けが必要。
- (オ) 現在も、「読めなくなったので、会費は払うが会報は要らない。」という申し出が時折寄せられているが、「せっかくですからお読みください。」というスタンスを取りつつ柔軟に対応しているので現状のままでよいのではないか。
- (カ) 日頃から会員が組織とのつながりを意識できる地方会と異なり、日獣と構成獣医師とをつなぐ手段が会報であり、会費を支払う意味がそこに存在している。そのつながりを断切る行為については、より慎重に対応すべきである。
- (キ) 身近な記事や、知人が掲載されることも多い地方会の会報に対し、日獣の会報は話が広すぎて読まない人もいると聞く。だが、読まない人は地方会の会報すら読まない。会員の自覚をどのように促すか、特に若手会員に対する働きかけの継続が必要である。
- (3) 「インターネットによる広報」について、以下の意見交換が行われた。
- ア 構成獣医師の中には、ホームページやメールマガジンを知らないケースも多数あるのではないか。例えば横浜市獣医師会では、事務局から各支部にEメールで連絡し、各支部ごとに末端の構成獣医師にメール連絡する仕組みもある。パソコンに不慣れとの理由からFAXを使っていた会員も、日常的に情報をやり取りするようになったら、Eメールの利便性を認識して、現在ではすべてEメール送信になっている。
- 日獣から、「メールマガジンを発行しました」「ホームページにこんなお知らせを載せました」というような情報を地方会に頻繁かつ迅速に提供してはどうか。また、地方会によってはメーリングリストを整備しているので、これを利用してメールマガジンを構成獣医師に発信してもらうよう依頼すればよい。
- イ 地方会としても、会報に載せるための情報がほしい。もっと連絡を密にしてほしい。
- ウ 「IT化で、日本獣医師会の経費節減が図られたと思うが、その分が地方会に還元されていることをもっと目に見える形で示せないか。」との意見に対し、委員長から、「約10年前には20名いた事務局職員も、現在は10名となっている。手間が減った分は人員を削減してコストダウンを図っている。会報も発送コストや印刷コストの削減等、努力を続けていることを理解していただきたい。会報の製作から発送までの経費については、ここ数年で3割近くの水準で削減した。」と回答された。

エ 組織財政委員会においても、本会の財政状況が厳しいのは明らかで、大幅なリストラの中、予算や事務作業を何とかやりくりしている現状は十分に理解できる。

オ 本会自体の経営努力によって、会費の値上げを凍結してきた。これも地方会への還元の一つではないか。

(4) 「マスコミ対応等」について、大森委員長から資料に基づき説明された。BSEの呼称の統一や鳥インフルエンザ発生時の学校飼育動物への対応等の普及・啓発に対して本会が果たした役割等、これまでのマスコミ対応が示された。

(5) 「地方獣医師会との連携」について、大森委員長から資料に基づき、以下の点が説明された。

ア 地方獣医師会のIT化の現状について、公益法人としての情報公開の一環として、ホームページを持つことは必要ではないか。IT化に関するアンケートで「開設予定なし。」と回答している地方会もあるが、開設を検討すべき段階に来ているのではないか。

イ 本会では、できる限り密に地方会と連携していきたいと考えており、地区獣医師連合会単位での会議・行事等、本会への呼びかけがあれば、積極的に参加したい。

#### 5 動物医療相談対応のあり方：

(1) 大森委員長から、資料に基づき、動物医療に関する相談対応について以下のとおり説明された。

ア 本会に寄せられる小動物医療に関する相談の中で、最も多かったのは、疾病、しつけ等に関する事項で、次いで診療行為に関する事項であった。診療過誤に関する相談においては、いわば裁判官のような役割を本会に期待するものも多く、対応が難しい。

イ 医療過誤に関する相談に対しては、「当事者間で解決してほしい」とし、疾病についての相談には、「近在の獣医師の診療を受けてほしい」と回答する。病院を紹介してほしいとの相談には、セカンドオピニオンを別の獣医師に求めることを勧める一方、大学病院等の施設を紹介してもらうことを提案している。

ウ 一般からの相談に対して、獣医師会が誠意をもった対応で丁寧に答えることは必要。しかし、積極的な介入はできない。どうしても納得できない場合は法的手段で、ということを経済者に話すしかない。

(2) 動物医療相談について、以下の意見交換が行われた。

ア 非常に感情的な相談は対応に苦慮する。しかし、じっくり話を聞いているうちに、気持ちがおさまってくることも多い。相談窓口には、話を聞く役割も求められているのではないか。時間がかかる電話が多いが、聞き役になることも必要ではないか。

- イ じっくり話を聞くと大抵の場合落ち着くということは、反面、トラブルの原因の大半は獣医師のインフォームド・コンセントが不十分であること、獣医師のコミュニケーション能力が不足していることが原因ではないか。
- ウ 獣医師のカルテ開示については、獣医師法上の義務はないが、個人情報保護法の観点では、飼育者の求めに応じ対応する必要が生じる。また、小動物医療の指針では、積極的に開示に応じるよう努めなければならないとしている。
- エ 相談者に対し、「どうしても納得できないなら訴訟を」と伝えても、現実には訴訟になるケースはほとんどない。
- オ 顧問弁護士について、委員の間で以下の情報交換が行われた。
- (ア) 横浜市獣医師会では、52500 円/1 カ月を顧問料として支払っている。電話相談は無料、書類作成や出張等に対しては実費負担としている。獣医療関係以外の相談も可としている。
  - (イ) 静岡県獣医師会では、30000 円/1 カ月を顧問料として支払っている。苦情処理や裁判というより、示談等の際の手書類作成が主な内容である。文書作成料は当事者負担としている。
  - (ウ) 広島県獣医師会では、東部・西部各 1 名、計 2 名の顧問弁護士を置いている。
  - (エ) 北海道獣医師会では、顧問弁護士を置いていない。経費面で考えると、年に 1 度か 2 度相談する程度であれば、その都度相談料を支払ったほうが合理的。
- カ インターネットの普及に伴い、ネット上で飼育者がセカンドオピニオンを求め、一部の獣医師がそれに応じて回答するといった行為が行われている。実際に診察もせず、その場しのぎの意見を述べる獣医師にも問題がある一方、そこで得た情報をもとに、聞きかじりの知識をもとに飼育者が獣医師にクレームを寄せるケースが増えてきた。
- キ ネット上で見当違いの知識を得たまま来院し、獣医師の意見も聞かずに別の病院に行ってしまうケース等、飼育者の側に問題があるケースもある。
- ク 消費生活センターへの相談が、獣医師会に回ってくるケースが増えている。

## 6 助成・委託事業（地方獣医師会における講習会等の実施）の対応：

大森委員長から

平成 17 年度 産業動物・小動物・講習衛生講習会  
財団法人全国競馬・畜産振興会助成事業  
社団法人全国家畜産物衛生指導協会委託事業

についての資料が示され、了承された。

また、講習会に関連して、環境省が検討を進めているマイクロチップ講習会について、ぜひとも各地方会の協力を仰ぎたいとの説明があった。

## 7 公益法人制度改革の対応：

- (1) 大森委員長から、公益法人制度改革の動向について、「今ある社団法人はおそらく公益性なしとはみなされないだろう。」という楽観論がある一方で、「すべての法人に対して厳密なチェックが行われることになるだろう。」という見方もある。

本会ではできる限りの対応を行い、今後の推移を見守りたい、との説明があった。

(2) 各委員により以下の意見交換が行なわれた。

ア 理事の任期は2年、同一職種の理事が過半数は不可、同業者の監事就任は不可、といっても難しい面もある。

イ 横浜市獣医師会では、監事については開業獣医師から1名、県職員から1名ということでクリアしたが、理事の職域別割合については都道府県によって対応が違う。会計方式の変更については、早急に対応する。

ウ いわゆる「公益法人指導監督基準」は、閣議決定ではあるが強制力はない。そのため都道府県によって対応が分かれているのではないかと。将来的に非課税団体となるかどうかは大きなポイントであり、今後の対応を見極めていきたい。

エ 狂犬病予防注射が収益事業とみなされると、多くの地方会では事業に占める収益事業の比率が超過してしまう。しかし狂犬病予防注射事業に代わる財源をすぐに探すのは困難である。

オ 会計について、「一般企業と同様になる」だけとはいえ、現状では退職金引当金を計上するとたちまち赤字になる地方会もある。また、減価償却を計上していない地方会も多い。早急に改善しようにもままならない現状がある。

カ 会長交際費や役員手当も源泉徴収の対象というのはおかしいのではないかと。獣医師会を代表しての交際なのではないかと。

キ 交際費が源泉徴収となるなら、支給された金額は個人的な用途にあててもよいということになるのではないかと。

ク 役員任期を2年としたが、2年ではようやく全体像がつかめてきた段階ではないかと。仕事の流れが理解できてきたところで、また一からやり直しというのは効率的ではない。

ケ 会計について、日本獣医師会で導入する会計ソフトを地方会も利用できないかと。

コ 狂犬病予防注射について、市町村が行う事業を単に応援しているだけ、という形をとれば良いのではないかと。札幌の税務署ではその形でよいとのことだった。

カ 県や市町村の説明と、税務署の説明が食い違うことがたびたびあり、対応に苦慮している。

サ 内部留保についても、「予算は使うように(ためないように)」とする一方で「しっかりと内部留保を」というのは矛盾している。

シ 「内部留保は3割に」という基準の解釈について、何をもって3割なのか解釈が様々で、対応しにくい。

まとめ

大森委員長から、

- (1) 本日は有意義な意見を多数いただいた。今後の本会の業務に反映させていきたい。
- (2) 「次回以降、本委員会は必要に応じて開催する。」とされ、会議を終了した。